

# 墨田区消費者ニュース

令和2年7月発行 第164号

【編集・発行】すみだ消費者センター  
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)  
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



## 新型コロナウイルス除菌・消毒商品に注意しましょう！

新型コロナウイルスの感染拡大により、除菌・消毒用のアルコール液剤（ジェル状の商品含む）の需要が増えており、ドラッグストア等の店頭では品薄となっています。

特に、インターネット通信販売サイトで除菌や消毒などの商品を検索すると、さまざまな成分を含む商品が販売されています。

中には、アルコールの中でも人体への毒性が高いメタノールを主成分として含有する商品や、また、手指の除菌には適していない成分を含む商品などが、手指にも使用できるよう表示され、販売されている物もありますので、購入の際には十分注意しましょう！

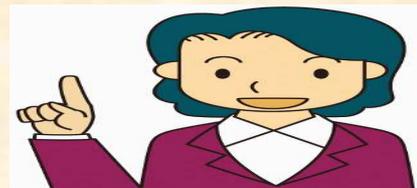
## メタノールによる手指の消毒に注意喚起！

消毒に用いるアルコールは、通常、70%のエタノールなどが使用されています。

その一方、メタノールは、人体への毒性が高いものなので、手指の消毒には絶対使用しないように注意しましょう。

除菌や消毒をうたうような商品を購入する際や使用する際は、成分は何か、使用しても良い場所はどこかなど、広告や表示をよく確認してから使用しましょう。

**消費者へは手洗いを推奨します！**



手指からの新型コロナウイルスの除去には流水と石けんを使った丁寧な手洗いが有効となります。 「消費者庁イラスト集」より

手洗いができない場合に消毒効果が期待されるものとしては、70%のエタノールのようなアルコールが挙げられます。

流水と石けんを使った丁寧な手洗いの後にアルコール消毒液を使用する必要はありません。

## 「保険金を使って無料で屋根の修理ができる」と勧められたけど・・・

### 【相談事例】

3日前に事業者が来訪し、「あなたが加入している損害保険を使って屋根の修理ができる」と勧誘された。「自己負担は一切なく保険金の申請もお手伝いする。保険金がありたらその金額で工事の契約をしてほしい」と言われて申し込んだ。娘に相談したら反対され、契約書には事業者で工事をしない場合は申請代行手数料として給付保険金の40%を支払うと書かれていることが分かった。クーリング・オフできるか。

### 【アドバイス】

保険金を使って屋根や雨どいなどの修理ができると勧誘されたという相談が寄せられています。

損害保険は自然災害などの被害を対象にしており、老朽化による損害は保険支払いの対象外です。事業者から、台風で壊れたことにすればいいと言われるケースもあるようですが、嘘の申告をした場合は保険契約が解除されたり、支払われた保険金の返金を求められる場合もあります。

勧誘を受けてもすぐに契約せず、加入している保険会社に問い合わせましょう。

消費者センターや日本損害保険協会(0570-022808)でもご相談できます。

事例では、クーリング・オフ期間内だったので事業者にはガキを送付して解約できました。

## すみだ消費者センター相談室



相談専用  
ダイヤル

まずは電話でご相談ください  
5608-1773

■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線  
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

